

発議案第11号

憲法第96条の改定に反対する意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年6月27日

八千代市議会

議長 松井秀雄様

提出者	八千代市議会議員	小林恵美子	㊟
賛成者	八千代市議会議員	堀口明子	㊟
	同	中村健敏	㊟
	同	原弘志	㊟

## 提案理由

国に対し、憲法第96条の改定はやめるよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 憲法第96条の改定に反対する意見書

安倍晋三首相は、国会答弁や記者会見などで「憲法の改定はまず96条から」との発言を繰り返している。憲法第96条は、「各議院の総議員の3分の2以上の賛成で」改定案を発議し、国民投票にかけると定めているが、この要件を「各議院の総議員の過半数」にまで引き下げようとするものである。

これは、国会の過半数を制した政権党が、みずからに不都合な憲法を自由勝手に改定できるようハードルを下げることであり、憲法の根本精神を否定するものである。

こうした政府の動きに対し、「憲法とは、国民が権力者を縛ることができる唯一の仕組みである」「憲法をその時々支配層が安易に改定することは許されない」「反対に国民を縛る憲法になる」など、「改憲論者」も含めた多くの法律家・研究者・国民が反対の声を上げる事態となっている。

日本弁護士連合会も「憲法第96条の発議要件緩和に反対する意見書」を発表し、「立憲主義と基本的人権尊重の立場に反するものとして極めて問題であり、許されないもの」と強く反対を表明している。

憲法第99条では、総理大臣初めすべての公務員の憲法遵守義務を明確にしている。その張本人がみずからの縛りを解こうとするのは、文字どおりの「禁じ手」である。いま、政府に求められているのは、憲法の改定ではなく、第9条の厳格化などを初め、憲法の全条文を守り、国民の平和と暮らしに生かすことである。

よって、本市議会は国に対し、憲法第96条の改定はやめるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年7月5日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様